

地区計画区域内建築物の主な制限について

《沼ノ端駅北地区》

苫小牧市

地区計画の建築物の主な制限

<沼ノ端駅北地区>

地区の名称		一般近隣商業地区	商業・業務地区	商業・業務専用地区
用途地域		近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
建ぺい率	用途地域	80%	80%	80%
	※地区計画	—	—	—
容積率	用途地域	300%	300%	300%
	※地区計画	—	—	—
防火に対する制限		準防火地域	準防火地域	準防火地域
敷地面積の最低限度		165㎡	200㎡	500㎡
壁面位置の最低限度	用途地域	—	—	—
	※地区計画	—	—	—
高さの最高限度	用途地域	—	—	—
	※地区計画	—	—	—
建築物の用途の制限		建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 ゴルフ練習場又はバッティング練習場 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 自動車教習所 7 畜舎（床面積の合計が15㎡以下のものを除く。） 8 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの 2 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの 3 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 自動車教習所 9 畜舎（床面積の合計が15㎡以下のものを除く。） 10 工場（令第130条の6に定める工場を除く。）	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 自動車教習所 9 畜舎（床面積の合計が15㎡以下のものを除く。） 10 工場
		建築物の形態又は意匠の制限	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限		—	—	—
土地利用の制限		—	—	—

※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

